

会 議 録

会議の名称	令和6年度 第1回飯塚市個人情報保護審査会
開催日時	令和7年 1月17日（金） 午前 10時00分～午前 11時15分
開催場所	飯塚市役所本庁舎2F 多目的ホール
出席委員	井上会長、安藤副会長、岡松委員、田中委員、藤岡委員
欠席委員	
事務局職員	手柴総務課長、橋本課長補佐、向野
実施機関	情報管理課 福田課長、特産品振興・ふるさと応援課 瓜生課長、大橋係長
会議内容	
会長	会長挨拶
事務局 実施機関	<p>【資料の概要説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付議事項の概要【総務課】（P1） ・特定個人情報保護評価書について(概要)【情報管理課】（P2～14） ・特定個人情報保護評価書に関する第三者点検について【特産品振興・ふるさと応援課】（P17）
会長	<p>昨年も同様の審議をしているが、昨年から変わった点はあるか。</p>
特産品振興 瓜生課長	<p>1点目は、今回は事業者の特定個人情報の漏洩問題があり評価対象となったが、今回は最終的な対象件数が37万7934件であり30万人を超えているため、しきい値判断にて全体評価の対象となっていること。</p> <p>2点目は、住民からの意見聴取の周知方法について。昨年度の審査会にてもう少し工夫すべきという付言事項をいただいたため、今年度は昨年度の周知方法に加えて、実際にふるさと納税を行っている飯塚市外の方が見る可能性のある飯塚市ふるさと納税特設サイトでの周知を行った。</p> <p>加えて、数値の確認方法や事業者との連携方法を改善している。</p> <p>まず、毎年1月下旬に委託業者から納品されるデータについて、付番されている市町村コードに間違いがないか確認を行い、飯塚市への寄付件数とワンストップの申請件数が合致することを複数人で確認している。</p> <p>併せて、委託先からの定期報告として、ワンストップ特例申請取扱件数についての月報を受けている。また、作業場所に申請書の現物が存在するかどうか、その他状況などの確認を行う予定である。</p>

委員	<p>これらについては全体評価書の32ページに記載している。</p> <p>前回は重大事故を受け全評価の適用対象となり、その時点で速やかに評価の再実施を行う必要があったにも関わらず、本来の評価と再実施が行われていなかったことを付言事項に足した。</p> <p>今回はそれが無い。対策も行っているとのこと。この全項目評価書についてのみ評価するという事によいか。</p>
情報管理 福田課長	<p>その通りである。</p>
委員	<p>【質疑応答①】</p> <p>①32ページについて、「特定個人情報の提供移転に関するルール」とあるが、移転とは何なのか。</p> <p>②データ数の突合を複数人数で行うと言ったが、約37万8千件を全て人がやっているのか。</p>
委員 特産品振興 瓜生課長	<p>①については、住民税の事務から国民年金の事務に提供する等、対象となる事務以外の事務を処理する者に提供することを指す。</p> <p>②については、電子データであるため市町村コードの確認は容易である。一番重要な件数の確認について複数人数で確実にチェックをしている。</p>
会長	<p>【質議応答②】</p> <p>14ページの特定個人情報ファイルの取り扱いについて、「原則として他者に提供することはない」とあるが、委託業者に渡しているのではないか。</p>
委員	<p>14ページは再委託の許諾についての記載であるため、委託業者への提供はこれにあたらない。</p>
委員	<p>【質疑応答③】</p> <p>36ページに中間サーバー・プラットフォームのリスク対策について記載があるが、22ページの図における中間サーバー・プラットフォームはどれになるのか。「中間サーバー・プラットフォームに携わる職員」「事業者」は誰にあたるのか。</p>
情報管理課 福田課長	<p>飯塚市では特定個人情報を取り扱う事業は30ほどあり、全て中間サーバー・プラットフォームを通るが、ふるさと納税に関しては利用してい</p>

	ない。ここでは、一般論として特定個人情報を扱う業務についてのリスク対策を記載していた。
委員	37ページのファイル名にあるように、これはワンストップ「特例」申請であるため、総務省の中間サーバーを通らないということである。
特産品振興 瓜生課長	「中間サーバー・プラットフォームに携わる職員」は特産品振興・ふるさと応援課職員、「事業者」はシフトプラス㈱である。
会長	【質疑応答④】 22ページのオンライン申請はアプリ以外ではやっていないのか。また、紙ベースで飯塚市に申請が届くことはないのか。
特産品振興 瓜生課長	オンライン申請はさとふる申請とI AMアプリの2つである。 紙での申請が飯塚市に届くことはある。その際は、紙を事業者に渡している。
会長	全項目評価書についての意見はあるか。
委員	【意見①】 全体的には承認してよい。ただ、前回の事故は人的ミスであるため、この評価書にあるように研修を行うことを徹底してもらいたい。 また、LGWAN回線は安全という認識はあるが、インターネットとなると危険性があるため、担当課は十分注意して業務にあたっていただきたい。
委員	【意見②】 中間サーバー・プラットフォームを利用していないのであれば、36ページの記載は削除してもよいのではないか。
情報管理 福田課長	実態に即して記載は削除する。
会長	事務局にて答申書案を作成しているため、この場で確認を行う。
事務局	(答申書読み上げ)
会長	答申書案に対する意見等はあるか。
委員	今回も住民の意見徴収で全く意見がなかったとのことなので、昨年同様附言してもよいのではないか。

<p>会長</p>	<p>情報の安全管理についてが1点目、周知の問題でもあり市民の関心の問題もあり簡単ではないと思うが、住民意見募集の周知についてが2点目、評価書の内容を適宜実態に合わせる事が3点目で附言を行う。</p> <p>最終の答申書をもう一度委員の皆様にもメール等でご確認いただき、意見を賜って、最後は会長、副会長に一任ということによいか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>会議資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度個人情報保護審査会配布資料 ・ 答申書(案)
<p>公開・非公開 の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 公開 2 一部公開 3 非公開</p> <p>(傍聴者0人)</p>
<p>その他</p>	